

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

「新輸出大国コンソーシアム」 専門家による海外展開支援 (グループ支援)

2020年度 申込要領

I. 事業の目的

「新輸出大国コンソーシアム」の趣旨に基づき、海外展開計画策定から海外販路開拓、拠点の立ち上げなどを専門家が「伴走型」で支援します。

以下のようなお悩みをお持ちの場合にお勧めです。

- 展示会への出展は決めたものの、輸出の実務に自信がなく、どのように準備すればよいかイメージができていない。
- 過去の出展で引き合いは受けたものの、会期後に対応しきれなかった、商談をうまく進められなかったなどで、継続的な輸出につなげられていない。
- より効果の高い商談機会になるよう準備に取り組んでいるが、手探りである。ほかの企業の取り組みもぜひ参考にしたい。

II. サービス概要

1. 「新輸出大国コンソーシアム」とは

- ・ 「新輸出大国コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」)は、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う体制です。ジェトロはコンソーシアムの事務局機能を担っています。
- ・ 支援機関は、自らの機関では解決が困難な課題について、他の支援機関に協力依頼を行うことができ、支援を希望する企業は、複数の機関から様々な支援を受けることができます。
- ・ また、海外ビジネスに精通した人材を専門家としてジェトロに配置し、専門家は企業の現地調査や販路開拓サポート等の支援を行うとともに、コンソーシアムの各支援機関と連携して、支援機関が提供する支援措置の中から、適切な支援を企業が受けられるよう調整を図ります。これにより、企業は様々な段階に応じて、よりきめの細かい、総合支援を受けることが可能となります。
- ・ 上記のほかコンソーシアムの詳細については、下記の WEB サイトをご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/consortium/about.html>

2. 「専門家による海外展開支援（グループ支援）」で提供できるサービス

- ・ 「専門家による海外展開支援（グループ支援）」の選考により採択された企業(以下「採択企業」)には、上記コンソーシアムの趣旨を踏まえ、海外ビジネスに精通した複数の専門家が、各種支援メニューを通じて、募集対象イベントに向けた商談準備、会期中・会期後の商談フォローアップまでを一貫して支援します。

- ・ ※オンラインツールを活用した支援が中心になります。
- ・ 必要に応じ、専門分野での個別相談支援その他のジェトロの支援サービスおよびコンソーシアム内の他の参加機関のサービスに取り次ぎます。
※一部の有料サービスをご案内することもあります。

3. ジェトロの費用負担

- (1) 専門家の人件費
 - (2) 専門家の国内外出張旅費
- ※採択企業に上記費用をお支払いする趣旨ではありません。

4. 採択企業の費用負担

- (1) 採択企業の人件費、活動費ならびに出張者の出張経費および保険料等
- (2) 募集対象イベントの出展に係るすべての経費(出展料、ブース施工・装飾費、輸送費、備品レンタル費、宣材作成費、広告・広報費、通訳・補助要員の手配費用等)
- (3) 一部、専門家の海外での交通費等
※(例:採択企業都合で専門家と同乗するタクシー・ハイヤーおよびレンタカーの料金、展示会入場料等。)
- (4) 訪問面談日時および海外出張日程等の確定後、採択企業側の都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等の連絡を受けた時点でジェトロ側の交通費(航空券代を含みますが、これに限られません。)、宿泊費のキャンセル料(またはキャンセル不可であった場合の当該実費)等の費用が発生した場合の当該諸費用相当額
- (5) 弁護士、会計士、通訳、翻訳および会社設立にかかる費用
- (6) その他、本サービスに関連して支出する一切の費用(ただし、専門家の人件費および国内外出張旅費は、ジェトロが専門家に対し直接費用負担しますので、除外されます。)

III. 申込要件

1. 対象企業

- (1) 企業規模
本サービスに申し込む企業(以下「応募者」)は、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ① 中小企業
中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者
 - ② 中堅企業
上記の中小企業者以外のもののうち、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であって、申込日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満もしくは常用雇用者1,000人未満の者
- ※「中小企業・小規模企業者の定義」中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(2) 法令遵守

応募者および当該役員は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

(3) 必要書類の提出等

応募者には、本申込要領の内容をご理解・ご承諾いただき、次の「IV. 申込方法」により申込書類等をもれなく適切にご登録・ご提出いただきます。必要書類に不足・不備がある場合は選考対象外となります。

(4) 進捗・成果報告・公開について

採択企業となった場合は、支援による進捗と成果把握のために、支援期間中および支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施する調査(支援前と支援後の輸出額、現地売上高の情報など)にご回答いただくことを条件とします。また、新輸出大国コンソーシアム事業の利用実績については、関係省庁等の要請に基づき、適宜編集のうえ、これを公表することがあります。

2. 募集対象となるイベント

第4回“日本の食品”輸出EXPO

会期:2020年10月14日(水)~16日(金)

会場:幕張メッセ(千葉県千葉市)

URL:<https://www.jpfood.jp/>

※本支援では当該イベント出展に係る各種事務手続き、費用補助等は一切行いません。

3. 対象国

2. 募集対象となるイベントへの出展・参加を通して、獲得したいと考える海外市場を明示していただきます。

(注)

※想定する対象国は1~3カ国程度。

※対象商品が当該対象国に輸出可能であること、そのための各種要件を満たしている(満たすための準備を行っている/バイヤー等の要望に応じて対応する用意がある)ことが前提。

※対象国の輸入規制や専門家の制約等の事情により、対象国が事実上主要国に限定される可能性があります。

4. 専門家

支援メニューの内容に応じて、ジェトロが選定・配置する複数の専門家が支援を行います。国内在住

の専門家の海外展開に係る知見を活用することにより、事前・事後の情報提供・アドバイスをを行うとともに、商談の場への同席等の支援を行います。

※専門家単独での営業その他の業務代行など請負とみなされる行為および助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできません。

※新型コロナウイルスの感染症拡大、感染防止対策への対応や予算の制約等の理由により、支援メニューの一部を制限することがあります。

5. 支援期間

支援期間は、募集対象イベントごとに異なりますが、最長で2021年3月中旬までになります。ただし、次の場合、設定した支援期間の途中であっても支援を終了することがあります。

- (1) 採択企業が自己都合あるいは何らかの不可抗力により募集対象イベントへの出展を取りやめたとき。
- (2) 採択企業、事由の如何を問わず、本サービスの支援期間終了までに、成果の見込みが全くない、商談を自社で進める意思がないとジェットロが判断したとき。
- (3) 採択企業が申込要領に定める申込要件を満たさなくなった等、採択企業の状況が変化したとき。
- (4) 採択企業が「2020年度専門家による海外展開支援(グループ支援) 応募・利用条件兼同意書」の内容に違反したとき。
- (5) 採択企業またはその役員もしくは従業員が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき。
- (6) 採択企業が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に違反し、または関係省庁の命令に違反したとき。
- (7) 採択企業がジェットロや専門家の助言または指導に反する行為を繰り返したとき、またはその疑いが生じたとき。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、当該募集対象イベントが主催者の判断により、中止・延期になったとき。
- (9) その他、本サービスの継続が不相当であるとジェットロが判断したとき。

6. 応募要件

- (1) 募集対象イベント出展に係る各種事務手続き、経費負担等をジェットロの支援によらず採択企業で行えること。
(ジェットロの募集するジャパンパビリオン等の出品者として採択された場合を除く)
- (2) 自社で募集対象イベント会期中を含めて具体的な商談を行えること。また、出展の主たる目的がプロモーションや市場調査ではないこと。
- (3) 担当者を指定し、ジェットロからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。ジェットロが定める基本プログラム(オンライン、集合型等)に担当者が参加できること。
- (4) 必要に応じて、採択企業の費用で募集対象イベントの会期前後においても対象国等への出張が可能であること。
- (5) ジェットロあるいは他機関・自治体等による個別支援プログラムに採択されていないこと(類似のサービスを重複して受けていないこと)。

- (6) 本サービスの進捗と成果についての報告書作成が可能であること。
- (7) 本サービスにより海外展開を実現した事例については、ジェトロまたはコンソーシアム内の他の参加機関が、採択企業の了解を得たうえで、他の中堅・中小企業等に情報提供することがあるが、これに同意いただけること。

IV. 申込方法

1. 申込書類等

(1) オンラインでの事業登録

(2) オンラインでの申込フォームの入力・提出

同フォーム上で会社概要等が分かるパンフレットの提出

※申込フォームに入力したホームページ上で会社概要が確認できる場合は不要

採択された場合、「2020 年度専門家による海外展開支援(グループ支援) 応募・利用条件兼同意書」に署名または記名および捺印のうえ、提出いただきます。

2. 提出方法

(1) オンライン登録

① 以下「ステップ1」から事業登録を行ってください。

[ステップ1](#)

※ジェトロのイベント・サービスを初めてご利用される方は「お客様情報登録」(無料)が必要です。

② 以下「ステップ2」から申込フォームにアクセスし、必要事項を入力・送信してください。

[ステップ2](#)

※2時間でタイムアウトします。入力途中でタイムアウトすると、入力済のデータはすべて消去されます。「説明・下書きフォーム」を活用いただくなど、事前に入力内容を確認・ご準備のうえ、時間内に入力を完了してください。

(2) ご留意点

- ① お申込はオンライン登録が原則となります。ただし、設備の問題等でオンライン登録が難しい場合は「VI. お問い合わせ先」までご相談ください。
- ② すべての申込書類等の受領をもって申込があったものとみなします。なお、申込書類等の提出後、採否決定までに申込を辞退する場合は、申込辞退の旨をメール本文に記載のうえ、お問い合わせ先記載の Email アドレスまでご連絡ください。(ステップ2の申し込み完了メールを転送する形で連絡いただくとスムーズです)。
- ③ 申込書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- ④ ご提出いただいた申込書類等の内容については、「新輸出大国コンソーシアムに係る実施要

綱」に則り適切に取り扱うものとします。

- ⑤ 申込書類等の作成・提出や面談に係る費用など、本申込に関して生じた経費は応募者負担でお願いいたします。

3. 採択規模・申込期限

5～10 社採択予定

申込期限:2020年7月9日(木)12:00 ※厳守

V.選考・支援

1. 選考

(1) 選考基準

前記「Ⅲ. 申込要件」のほか、次の事項にもとづき選考します。

- ① 経営者と事業責任者のコミットメントと意欲があること。
- ② 募集対象イベントへの出展が予定されていること(出展申し込み済またはそれに準ずる段階にあること)。また出展目的が6. 応募要件(2)記載の除外要件に該当しないこと。
- ③ 募集対象イベント後の商談継続が可能な社内体制があること。
- ④ 海外展開の対象国が明確で、対象商品が対象国に輸出できる要件を満たしていること。支援期間内での成果の実現が見込まれること。
- ⑤ 対象商品・サービス等の市場ニーズが見込まれること。
- ⑥ 「[地域未来牽引企業](#)」、「[はばたく中小企業・小規模事業者 300 社](#)」等の選定企業、その他の公的機関による認定・受賞歴等がある企業である、または対象製品・サービスが補助金適正化法第 2 条第 1 項に規定する国の「補助金等」若しくはこれに準ずる他の公的機関の給付の対象となっていると尚可(選定・対象年度及び応募者の海外展開プロジェクトとの関連性を勘案し、ジェトロが適当と認めたものに限る)。

※上記に加え、対象国の市場状況、規制状況、治安、専門家の専門分野、ジェトロの受け入れ体制等を含め、総合的に勘案します。

(2) 選考方法

上記の選考基準にもとづき、次のとおり審査のうえ採否を決定させていただきます。

① 書類審査(一次審査)

- ・ご提出いただいた申込書類等にもとづき審査します。
- ・書類審査を通過した応募者には、次の「②面談審査(二次審査)」の日程を、募集締め切り後1週間をめぐりにメールまたは電話により通知します。

② 面談審査(二次審査)

原則として代表者と事業責任者の出席のもと、ジェトロの担当者とのオンライン面談(または電話面談)により審査します。

③ 選考結果

採択結果は採択通知書により7月下旬をめぐりに通知します。

- ・採択通知書にあわせて「新輸出大国コンソーシアム会員証」を発行のうえ送付します(すでに同会員証を送付済の場合を除きます)。
- ・会員証送付の際に同封する「新輸出大国コンソーシアム」2020 年度専門家による海外展開支援(グループ支援) 応募・利用条件兼同意書」を、採択通知書受領後 2 週間以内に事務局宛へご返送ください。

不採択となった場合、書面(メール)にて通知します。

- ・不採択の理由や審査の過程の開示はいたしかねます。

2. 支援

採択企業を対象に、以下の支援を行います。

内容は採択企業の顔ぶれやイベントの実施体制等に応じて調整するため、記載と異なる内容になる場合もあります。

- (1) 全採択企業、JETRO、専門家が参加するキックオフ・ミーティングを実施し、グループ構成要員の顔合わせを行うとともに支援内容、支援期間等について確認します。また、支援終了時に全採択企業の取り組み・成果の共有の機会を設けます。
- (2) 出展・商談に向けた各種の事前準備に役立つ支援メニューを受けるとともに、専門家が募集対象イベント会期中の商談同席などを通じて支援するとともに、会期後の商談の進捗度合いに応じて、スポットでの支援メニューの活用提案等を通して支援します。
- (3) 専門家が、必要に応じて、専門分野での個別相談支援その他のJETROの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービスに取り次ぎます。
- (4) JETROが定期的に支援活動のレビューを実施し、必要に応じて専門家の交替その他支援の見直しを行います。

<<支援のイメージ>>

↓
キックオフ: 事業説明、参加事業者・専門家等の顔合わせ

↓
出展・商談に向けた各種事前準備

例) 貿易実務、商品 PR 資料等の作成、
精度の高い商談に向けたプレゼンテーション、
オンライン商談の進め方、アポイント調整

↓
会期中の商談サポート

↓
会期後の商談フォローアップ

↓
終了レビュー: 参加者の取り組み成果の発表・共有

VI.お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ) 新輸出大国コンソーシアム 事務局
グループ支援担当
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

【E-Mail】

Conso-Group@jetro.go.jp

【電話番号】

03-3582-5311(9:00~12:00、13:00~17:00(土日、祝祭日を除く))